

随 意 契 約 結 果 表

- 1 契約の名称 令和3年度北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム
プログラム開発業務(その4)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方 北海道国民健康保険団体連合会
札幌市中央区南2条西14丁目
- 4 契約金額 6,385,500円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 契約期間 令和3年11月29日(月) ~ 令和4年3月31日(木)
(履行期間)
- 6 随意契約の根拠法令及び理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理 由

本業務は、振込不能対象者に対する再振込事務において、金融機関より求められている依頼リストのデータベース化及び市町村への再振込口座の照会事務を、標準システム上で可能とするためのカスタマイズ対応等を行うものである。

本業務は、本システムへ修正プログラム等の本体適用を行い、かつ、従来の事務手続きの変更を図る必要がある。

したがって、受託業者は、標準システムの構成及び運用についても熟知していることが必須条件である。

国保連合会は、本システム稼働当初より、当広域連合における本システム全体の構築業務及び全てのカスタマイズ契約を継続して受託している唯一の業者であることから、当該業者以外に本業務を履行する上で必要な技術を持ち合わせていない。

以上の理由により、国保連合会に随意契約により委託することとする。